

「現場仕事シェアプレイス (SharePlace)」 サービス使用許諾契約書

令和 6 年 11 月 1 日
株式会社ブルソフトウェア

第 1 条 (定義)

1. 弊社「現場仕事シェアプレイス」サービスを「本サービス」といいます。
2. 弊社「現場仕事シェアプレイス」サービス各プラン（クラウド・オンプレミス・V B S など）におけるサービス使用許諾契約を「本契約」といいます。
3. 弊社「現場仕事シェアプレイス」サービスに使用されるソフトウェアを「本ソフトウェア」といいます。

第 2 条 (期間)

1. 本契約は、お客様が本サービス使用許諾契約書に同意され、弊社 Web サイトまたは弊社へのメールによってお客様が弊社に対して本サービスを使用する意思を表示した時点から発効します。
2. 弊社は、お客様が本契約書のいずれかの条項に違反された場合には、いつでも本契約を終了させることができます。

第 3 条 (使用权)

1. お客様は、本契約に基づき使用を許諾された本ソフトウェアを弊社との取り決めで指定されたコンピュータでのみ使用することができます。
2. お客様は本契約による使用权、本ソフトウェア又はその他の品目を、譲渡したり、第三者に再使用を許諾したり又は移転したりすることはできません。
3. お客様は、コンピュータプログラムのバックアップを目的とする場合に限り、プログラムを機械読取可能な方法でこれを複製することができます。

第 4 条 (ソフトウェアの変更又は改作)

1. お客様は、弊社の許可なく、本ソフトウェアを逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

第5条（許諾ソフトウェアに関する権利）

1. 許諾ソフトウェアの特許権、著作権又はその他一切の権利は弊社が所有するものとします。
2. 第3条第3項による複製についても前項と同様とします。

第6条（保証と責任）

1. 弊社は、本ソフトウェアの欠陥の結果発生する直接、間接、特別、又は必然的な損害について、仮に当該損害が発生する可能性があるとは告知されていた場合でも、何らの責任を負いません。
2. 弊社は、弊社サービスにおけるハードウェア（サーバー・ネットワーク）に関し発生する問題の結果発生する直接、間接、特別、又は必然的な損害について、仮に当該損害が発生する可能性があるとは告知されていた場合でも、何らの責任を負いません。

第7条（契約の終了）

1. お客様は、弊社に使用の終了を通知することにより、いつでも任意に本契約を終了することができます。
2. お客様は、本契約に基づく使用権が終了した日から1カ月以内に、弊社から受領し、又は本使用権に関連して作成した許諾ソフトウェアの原本及び全ての写しを破棄するものとします。

第8条（その他）

1. お客様は、本ソフトウェアを日本国内のみにおいて使用することができるものとし、いかなる方法によっても本ソフトウェアを日本国から輸出してはいけません。
2. 本契約にかかわる紛争は、弊社の本店所在地の管轄裁判所で解決するものとします。
3. 弊社は、本サービスについて、有償・無償にかかわらず、3ヶ月以上前にお客様に通知を行った上で、弊社の経営上の都合によって本サービスを変更または終了することができます。

以上